

参考様式 2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 27 年 7 月 28 日

福井市長 東村 新一



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

奈良瀬集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 7 月 28 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

1 経営体数

法人	1 経営体
個人	0 経営体
認定農業者	1 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

- ・担い手がない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・各農業者が個々に自営や作業代行又は貸付で行っていた水稲経営を一斉に農地中間管理機構に貸出し、面的農地の集積による経営の合理化を図り、意欲的な経営体の参入を促し、高齢化と後継者不足により将来耕作放棄の恐れがある水田を守る。
- ・イノシシ、シカ、アライグマ等の獣害対策として、獣害防護ネットや電気柵によるハード面での防護対策を集落として実施しているが、これに加えて、耕地周辺の草刈やこまめな見回りによって、獣害の被害を減らし安心できる耕作地をしたい。